

平成 22 年 10 月
改定 平成 26 年 10 月
改定 令和 7 年 3 月

法務省における「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の概要

法 務 省

【目 次】

- 1 基本的な考え方
 - (1) 業務継続計画の目的
 - (2) 被害想定
 - (3) 他計画との関係
- 2 実施体制
 - (1) 意思決定及び指示体制
 - (2) 緊急連絡体制
 - (3) 準備期における体制整備
- 3 業務の仕分け
 - (1) 強化・拡充業務
 - (2) 一般継続業務
 - (3) 縮小・中断業務
- 4 人員計画
- 5 物資等の確保
 - (1) 物資等の確保に当たっての考え方
 - (2) 物資等の保管状況の確認及び調達について
- 6 情報システムの維持
- 7 特定接種体制の整備
- 8 業務継続計画の実施
 - (1) 準備期
 - (2) 初動期
 - (3) 対応期
 - (4) 通常体制への復帰
- 9 業務継続計画等の周知
- 10 教育・訓練
- 11 業務継続計画の点検・改善
- 12 その他
 - (1) 業務継続計画により難しい場合
 - (2) 事務処理要領等の整備

1 基本的な考え方

(1) 業務継続計画の目的

法務省は、日常生活における基本的なルール（基本法制）及びそのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みを定めるとともに、検察・矯正・更生保護という、犯罪を犯した人を処罰するとともにその社会復帰を援助するための制度や登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっているほか、人権が尊重されるように努めたり、出入国管理が適切に行われるようにすることや社会の安全を守るために必要な調査をするなど、国民が安全で、かつ、安心して暮らすための重大な責務を負っている。

本資料は、令和6年7月に改定された「新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び同年9月に改定された「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」を踏まえ、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）が発生した場合に、各発生段階に応じ、本省局部課及び所管各庁が、その機能を維持し、必要な業務を継続することを目的とする。

なお、詳細な業務継続計画については、所管業務や地域における実情等にかんがみて、本省局部課及び所管各庁において策定するものとし、その策定に当たって考慮すべき事項について、本資料に記載している。

(2) 被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは困難であるが、本省局部課及び所管各庁が「業務継続計画」を策定するに際しては、政府行動計画及び新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインに定められた被害想定を参考に、特に、以下の点に留意して策定する。

ア 流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患し、り患した職員及び感染者の濃厚接触者と認定された職員は、1週間から10日間程度は出勤できない。一定の期間後、当該職員の大部分は職場に復帰するものと仮定する。

イ ピーク時（約2週間）においては、職員本人のり患や、り患した家族の看護、濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いがある者に該当する職員の自宅待機等により、最大40%程度の職員が欠勤するものと仮定する。

ウ 公共交通機関は、ほぼ平常どおり運行されるものと仮定する。ただし、初動期・対応期において、外出自粛要請等に基づき、公共交通機関の大幅な間引き運行や運行時間の短縮が行われる場合には、職員は、徒歩、自転車等による通勤方法によらざるを得ないことも想定される。

エ 庁舎等には被害がなく、物資の不足や物流の停滞は、業務に大きな影響を与えないものと仮定する。ただし、業務を継続するために必要な事務用品等やマスク等の新型インフルエンザ等対策用品が不足する

事態が想定される。

(3) 他計画との関係

法務省では、これまで首都直下地震を想定した法務省業務継続計画（平成20年6月決定）を策定しているが、地震災害と新型インフルエンザ等では、被害想定が異なることから、その対策にも違いが生じるため、本省局部課及び所管各庁が策定する「業務継続計画」は、首都直下地震の業務継続計画を参考としつつ、新型インフルエンザ等による影響やその特性を踏まえたものを策定する。

※ 業務継続計画における新型インフルエンザ等による影響とその特性

項 目	新型インフルエンザ等による影響とその特性
業務継続方針	○ 感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○ 建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	○ 被害が国内全域、全世界的となる（自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実）。
被害の期間	○ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性がある、過去事例等から想定する影響予測が困難。
災害発生と被害制御	○ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○ 被害規模は感染対策により左右される。

（新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインから抜粋）

2 実施体制

法務省においては、新型インフルエンザ等の発生に際して、必要な対策を推進するため、「法務省新型インフルエンザ等対策本部」（以下「法務省対策本部」という。）の設置要領を定めるとともに、省内の緊密な連携を確保し、一体となつて対応するため、「法務省新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「法務省対策連絡会議」という。）を設置しているところである。

本省局部課及び所管各庁においては、法務省対策本部等の指示等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に際し適切に対応するため、以下の体制を整備する。

(1) 意思決定及び指示体制

新型インフルエンザ等に関する正しい情報を周知するとともに、新型インフルエンザ等が発生し、又は感染拡大が見られる場合に、各発生段階に応じた対応方針を確認・決定し、所属職員に必要な指示を行うための体制を整備する。

(2) 緊急連絡体制

新型インフルエンザ等に関する緊急連絡体制を整備する。

(3) 準備期における体制

政府行動計画において準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対

策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

3 業務の仕分け

新型インフルエンザ等発生時においても、強化・拡充業務のほか、国としての意思決定機能、最低限の国民生活の維持、治安維持、経済活動の調整・支援等を実施・継続する必要があることから、法務省として、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策の徹底及び不急の業務を縮小・中断することにより、業務の絞り込みを徹底的に行い、真に必要な業務に資源を集中させることが不可欠である。

本省局部課及び所管各庁においては、その役割や業務の縮小・中断が他に与える影響の大きさ等を踏まえ、所管する業務について、「強化・拡充業務」、「一般継続業務」（両業務について、以下「発生時継続業務」という。）及び「縮小・中断業務」に仕分けをし、新型インフルエンザ等発生時においても実施すべき業務を特定した上で、当該業務の実施に当たっての体制を整備する。

なお、いずれの業務についても新型インフルエンザ等の感染状況や法務省対策本部等の指示等を踏まえ、業務継続計画に基づき、適時適切に業務の縮小・中断等必要な措置を講じる。

(1) 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ、又は業務量が増加するものをいう。

例えば、法務省対策本部等に関する事務や政府の新型インフルエンザ等対策本部等との連絡調整事務のほか水際対策業務、緊急の法令改正、特定接種に係る対応や地方公共団体に対する支援などがこれに該当する。

(2) 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものをいう。

例えば、物品購入・契約、安全・衛生及び庁舎管理等所管業務の遂行に当たり、その環境を維持するために必要な業務などがこれに該当する。

(3) 縮小・中断業務

中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な発生時継続業務以外の業務をいう。

※ 各時期における業務量の考え方

（初動期）

法務省対策本部等が設置されることを念頭に、一時的な業務量の増加に

柔軟に対応しつつ、本省局部課及び所管各庁においては、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整備すること。

(対応期)

○封じ込めを念頭に対応する時期

政府において、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定されることを踏まえ、本省局部課及び所管各庁においては、感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じて縮小・中断業務の業務量を段階的に減らすこと。

○病原体の性状等に応じて対応する時期

ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせてとるべき対策を柔軟に変化させていく時期であり、感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、本省局部課及び所管各庁においては、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に縮小・中断業務の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続すること。

○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされるため、本省局部課及び所管各庁においては、法務省対策本部等の指示を踏まえつつ、適切なタイミングで縮小・中断業務の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

※ 業務継続の基本方針

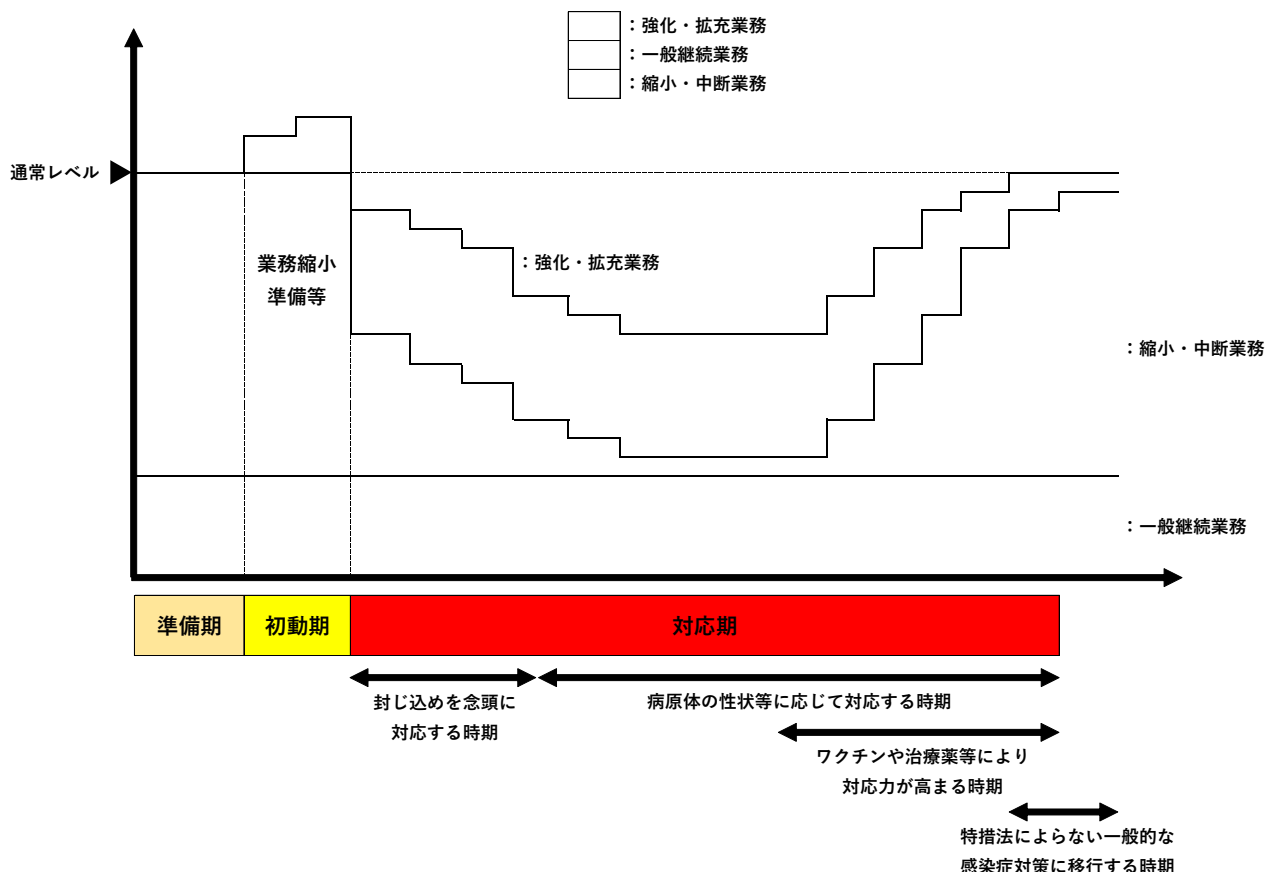
- 強化・拡充業務については、優先的に実施
- 一般継続業務については、適切に継続
- 発生時継続業務以外の業務については、各府省等において発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、大幅に縮小又は中断し、人員を発生時継続業務に投入
- 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断
- 新型インフルエンザ等様症状のある職員に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請
- 患者と濃厚接触し、感染症法第44条の3第1項の規定に基づき都道府県等から外

出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請

- 発生時継続業務については、職場における感染対策を徹底し、テレワークの活用も含めて勤務体制を工夫

(新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインから抜粋)

新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化 (イメージ)



(新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインから抜粋)

4 人員計画

本省局部課及び所管各庁は、新型インフルエンザ等発生時においても、必要な業務を継続して実施するための人員計画を策定する。

なお、人員計画の策定に当たっては、職員の感染リスクを減少させるため、テレワークやフレックスタイム制、早出遅出勤務、交代での勤務、自転車・徒歩等による通勤方法の変更についても検討することとする。

5 物資等の確保

(1) 物資等の確保に当たっての考え方

対応期においては、業務を継続するために必要な事務用品等や新型インフルエンザ等発生時に必要となる消毒液、マスク等の備品、食料品等の新型インフルエンザ等対策用品（以下「物資等」という。）が不足する事態が想定されることから、本省局部課及び所管各庁は、おおむね2週間程度、物資等の補充なしに業務を継続することができる数量をあらかじめ確保する。

(2) 物資等の保管状況の確認及び調達について

本省局部課及び所管各庁は、物資等の保管状況を逐次確認し、不足が見込まれる場合には、速やかに調達する。

6 情報システムの維持

本省局部課及び所管各庁は、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等を想定した対応を検討する。

また、国民からのホームページへのアクセス数の増加や職員のテレワークに対応するための措置についても併せて検討する。

7 特定接種体制の整備

特定接種対象者をあらかじめ選定し、特定接種を速やかに実施できるよう体制を確認する。

なお、特定接種対象者の選定に当たっては、新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得ることに留意する。

8 業務継続計画の実施

本省局部課及び所管各庁においては、各業務継続計画に基づき、各発生段階に応じて、以下の措置を講じる。ただし、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

(1) 準備期

ア 情報共有

新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議等から提供される新型インフルエンザ等に関する情報を所属職員に周知する。

イ 緊急連絡体制の整備

新型インフルエンザ等の発生に備えて緊急連絡体制を確認する。

ウ 人員計画の策定

所掌業務を前記3の整理に従い仕分けし、人員計画を策定する。

エ 特定接種体制の整備

特定接種対象者をあらかじめ選定し、特定接種を速やかに実施できるよう体制を確認する。

オ 物資等の確保

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合においても業務を継続して実施するために必要な物資等の保管状況を確認し、不足が見込まれる場合には補充する（初動期以降において同じ。）。

カ 国民への情報提供

新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存するとともに、新型インフルエンザ等対策の実態の進展等に応じ、適時適切にホームページ等を通じ、情報提供を行う（初動期以降において同じ。）。

(2) 初動期

ア 情報共有及び注意喚起

法務省対策本部等から提供される新型インフルエンザ等の海外発生状況等の情報を所属職員に周知するとともに、家族も含めて健康に留意するよう、注意喚起を行う。

特に、以下に示す一般的な感染症対策として行われるものであるところ、危機管理統括庁のホームページ等を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応する（対応期において同じ）。

- (ア) 換気、マスク着用等の一般的な留意事項の周知・徹底
- (イ) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）
- (ウ) 職員（同居者等を含む。）の健康状態の確認等

イ 海外渡航する職員への注意喚起及び海外出張の再検討

新型インフルエンザ等発生国・地域へ渡航する職員に対して、やむを得ない場合を除き延期・中止を検討するよう、注意喚起を行う。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること等にかんがみ、新型インフルエンザ等発生国・地域以外への海外出張も延期又は中止を検討する（対応期において同じ。）。

ウ 出張に関する対応

出張については、法務省対策本部等の指示に基づく措置を講じることとし、その旨を所属職員に周知する（対応期において同じ。）。

エ 特定接種の実施

政府の新型インフルエンザ等対策本部の決定等に従い、前記(1)エにて選定した特定接種対象者に接種を実施する（対応期において同じ。）。

(3) 対応期

ア 情報共有及び必要な指示

法務省対策本部等から提供される新型インフルエンザ等の発生状況、特に国内発生状況等の情報を所属職員に周知するとともに必要な指示を行う。

イ 職員が感染した場合等における対応

職員が感染した場合等においては、法務省対策本部等の指示に基づく

措置を講じることとし、その旨を所属職員に周知する。

ウ 窓口業務に関する対応

不特定多数の者（一般来省者）と接する機会が多く、対面での応接（およそ2メートル以内での応接）以外の対応が困難な、いわゆる窓口業務を所管する部署においては、近郊での感染状況等を踏まえ、法務省対策本部等の指示に基づく措置を講じることとする。

エ イベントを開催する場合の対応

イベントを開催する場合には、法務省対策本部等の指示に基づく措置を講じることとする。

オ 会議等の実施

不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、感染状況等を踏まえ、その時期に実施する必要性、オンライン会議や電子メールの活用など代替手段の可否及び有用性等を考慮した上、必要に応じ、中止又は延期を検討する。

カ 業務の縮小等

(2) アに記載した一般的な感染対策を職員へ周知・徹底することなどにより、業務を継続できるよう努めるとともに、感染状況等を勘案しながら、段階的に業務を縮小する。

(4) 通常体制への復帰

法務省対策本部等が廃止され、基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を検討する。

9 業務継続計画等の周知

本省局部課及び所管各庁は、業務継続計画のほか新型インフルエンザ等に関する有益な情報を入手した場合には、速やかに所属職員に周知し、発生時の対応を理解させる。

10 教育・訓練

本省局部課及び所管各庁は、発生時継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。例えば、発症者による欠勤率が高まった場合や交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制をとる場合等を想定し、本省局部課及び所管各庁内での役割分担を確認する等の実践的な訓練を検討・実施する。

11 業務継続計画の点検・改善

本省局部課及び所管各庁は、業務継続計画をより実効的なものとするため、必要がある場合には関係機関との調整を行う等、不断の見直しを続けることとし、必要に応じて柔軟に改正する。

12 その他

(1) 業務継続計画により難しい場合

新型インフルエンザ等の感染状況等にかんがみ、業務継続計画により難しい場合には、本省局部課及び所管各庁は、別途、法務省対策本部の指示を仰ぎ、実態に即した機動的・弾力的な措置を講じる。

(2) 事務処理要領等の整備

対応期には、他の係等からの応援職員の派遣が必要となることも想定されることから、本省局部課及び所管各庁においては、当該応援職員による事務処理が円滑に実施されるよう、継続して実施する業務に係る事務処理要領等を整備する。